

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース 2024年7月号

July 2024 | Volume 34



目次

1. 今月のハイライト	p.1	
2. 各国税務ニュース(2024年6月30日時点)	p.1-3	
ベトナム	フィリピン	マレーシア
シンガポール	オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4	
4. 各国問い合わせ先	p.5	

今月のハイライト

- シンガポール内国歳入庁は、2024年6月14日に改正移転価格ガイドライン第7版を公表しました。第7版の特筆すべき変更点としては、移転価格調査の強化と加算税の免除要件の厳格化が挙げられます。
- ベトナムでは6月11日に法人税(CIT)に関する法案が一般公募のために公開されました。同法案には、2026年1月1日から適用されるキャピタルゲイン税制を大きく見直す提案事項が含まれています。
- マレーシ亞内国歳入庁は、2025年1月1日に開始されるグローバルミニマム課税のFAQを公表しました。マレーシ亞独自の内容として、不動産利得税が実効税率計算に含まれることが明示されています。

各国税務ニュース(2024年6月30日時点)

ベトナム

ベトナムにおける投資支援基金に関する政令案



計画投資省(MPI)は2024年5月、投資支援基金の設立に関する政令案を公表し、一般からのコメント募集を開始しました。

収入あるいは投資資本に関する要件を満たす納税者は、基金から助成金の支援を受けることができます。同基金は2024年に運用が開始され、2024年1月1日以降に開始する事業年度の納税者に適用される予定です。

2024年末までのVATの税率2%の引き下げについて

ベトナム政府は6月30日、決議142/2024/QH15に基づき、VATの税率2%の引き下げを規定する政令72/2024を公開しました。2024年7月1日から12月31日まで適用されます。

引き下げの詳細については、こちらのニュースブリーフを参照ください。

新たなキャピタルゲイン税制の提案について

6月11日、法人税(CIT)に関する法案が一般公募のために公開されました。同法案には、2026年1月1日から適用されるキャピタルゲイン税制を大きく見直す提案事項が含まれています。

国内で製造された、または組み立てられた自動車に適用される、特別消費税(SCT)の納税期限延長に関する政令 65/2024/ND-CP について

ベトナム政府は 2024 年 6 月 17 日、2024 年 5 月から 9 月までの課税期間において、国内で製造された、または組み立てられた自動車に適用される特別消費税(SCT)の納税期限を延長することを定めた政令 65/2024/ND-CP を発行しました。

政令 65/2024 は、署名日から 2024 年 12 月 31 日まで発効されます。

フィリピン



EOPT のインボイス要件に関する経過規定の改正

内国歳入庁(BIR)は 2024 年 6 月 13 日に歳入規則(RR No. 11-2024)を公表しました。納税簡易化法(EOPT - Ease of Paying Taxes Act)に関する歳入規則が 2024 年 4 月に相次いで公表されました。RR No. 7-2024 ではインボイス要件に関する経過規定が設けられていました。今回公表された RR No. 11-2024 では、RR No. 7-2024 で公表された内容が一部変更されており、請求書、領収書の取り扱い、会計システム修正の期限などについて説明されています。

マレーシア



6 月のマレーシア税制アップデート

グローバルミニマム課税の FAQ

マレーシア内国歳入庁は、2025 年 1 月 1 日に開始されるグローバルミニマム課税の FAQ を公表しました。マレーシア独特の内容としては、Real Property Gains Tax Act 1976 に基づく不動産利得税が実効税率計算に含まれることが明示されています。

シンガポール



移転価格ガイドライン(第 7 版)の公表

- シンガポール内国歳入庁(IRAS)は 2024 年 6 月 14 日に改正移転価格ガイドライン第 7 版を公表しました。第 7 版の特筆すべき変更点としては、移転価格調査の強化と加算税の免除要件の厳格化が挙げられます。移転価格調査において、移転価格文書の記載内容や取引を裏付ける補足情報を整備することに加えて、関連者間取引における商業的価値と取引実態を確認することが強調されました。
- 移転価格調整額に課される加算税の免除要件が厳格化され、当賦課年度および直前 2 賦課年度において加算税または罰金を課された履歴がない納税者のみ、IRAS の判断により部分的または完全な加算税免除の対象となることになりました。
- 課税事案に係る相互協議(MAP)の申請にあたり、事前相談の要件が削除され、IRAS が申請を受け入れる前に課税内容の審査(Evaluation)を行うことが明記されました。
- 政府援助金の処理、資本取引、運転資本調整、関連者間ローンに適用するグローバル銀行間取引金利改革(IBOR Reform)の基準金利、簡易移転価格文書のための期日要件などのさまざまなトピックが明確化されました。
- 2025 年 1 月 1 日以降に締結された関連者間の国内ローンの新たな免除規則に加え、長期関連者間ローンの年次レビューが推奨されることになりました。
- 特定の取引について移転価格文書化の基準値が引き上げられ、パススルーコストについては実務的な指針が提供され、納税者の負担の軽減化が図られました。

本ガイドラインの詳細につきましては、こちらの [Tax Bulletin](#) をご参照ください。

電子インボイス(GST InvoiceNow)に関する e-Tax guide のドラフトの公表

IRAS は 2024 年 6 月 12 日に電子インボイスに関する e-Tax guide(ガイドライン)のドラフトを公表しました。InvoiceNow を用いてインボイスを IRAS に送信するための詳細情報やシステム上の要件が定義され、早期適用を希望する事業者に対する情報が掲載されています。なお、2024 年 7 月 11 日までパブリックコンサルテーションが行われており、e-Tax guide に対する意見を募集しています。既報のとおり、電子インボイスは 2025 年 11 月 1 日から GST の任意登録を行う新規設立法人、2026 年 4 月 1 日から新たに GST の任意登録を行うすべての事業者に導入予定ですが、InvoiceNow システムは 2025 年 5 月 1 日にローンチされ、早期導入を希望する既存の GST 登録事業者は同日から InvoiceNow ネットワークを通じて請求書データを IRAS に提出できるようになる予定です。

InvoiceNow の詳細につきましては、[Tax Bulletin](#) も合わせてご参照ください。

オーストラリア [Monthly Tax Update June](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

オーストラリアの国別報告書の最新情報

国別(CbC)報告規則の法案を含む財務法改正法案 2024 が連邦議会に提出されました。法案に定められた措置は、大規模な多国籍企業グループに国別に一定の税務情報を公表することと、税務上のアプローチに関する声明を公表することを大まかに要求するものであり、2024 年 2 月に発表された公開草案で提案された内容とほぼ一致しています。

草案からの若干の修正後、反映された法案の骨子は以下のとおりです。

- 規定の解釈に関連するガイダンス資料の中で、Global Reporting Initiative(GRI) 207 が優先される。
- Explanatory Memorandum(制度説明資料、以下「EM」)には、納税者からの免除申請を検証する際に税務長官が考慮するであろう事項の例などが加えられ、拡張された。これらの事項には、情報の開示が国家安全保障に影響を与える可能性があるかどうか、オーストラリアの法律または他の司法管轄区域の法律に違反する可能性があるかどうか、商業的に機密性の高い情報を公開することで企業に「重大な影響」をもたらす可能性があるかどうかの検討が含まれる。
- 納税者固有の免除は、単一の報告期間に対してのみ申請できる。
- EM は、CbC 報告公開の背景となる追加情報を自らのウェブサイトで公開することを選択するグループもあることを認識している。

公開 CbC 報告措置は、関連のないさまざまな事項を含む、より広範な法案の一部として議会に提出されたため、議会で法案が可決される時期は、他の措置に関する議論の影響を受ける可能性があります。ただし、提案された規則や施行開始日に大きな修正が行われることはないとの見通しであるため、報告義務が該当するグループは、新しい公開 CbC 報告規則への準備に今すぐ着手することが推奨されます。

詳細は、[6 月号のニュースレター](#)をご参照ください。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

グローバル・ミニマム課税制度の実務対応—PwC 独自開発の計算システム「Pillar Two Engine」を活用して—

デジタル課税の第 2 の柱(Pillar Two)グローバル・ミニマム課税(GloBE ルール)の導入に伴い、各企業においては各国・地域の制度やグループ全体の情報収集に係る事務負担が増大しており、慢性的な高負荷状態と人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、新たな業務に対応するための IT システム対応も、短期的には課題を余計に難しくしています。本セミナーでは、より効果的かつ効率的な Pillar Two 実務対応について解説するとともに、PwC グローバルが独自開発した申告用計算システム「Pillar Two Engine」の機能もご紹介します。

配信期間:2024 年 7 月 31 日(水)～2024 年 9 月 30 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240731.html>

コンプライアンスデューデリジェンスおよび国連の要求する企業の人権対策と 2023 年訪日調査の最終報告書について

配信期間:2024 年 7 月 11 日(木)～9 月 30 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1240711.html>

オーストラリア税制改正と予算案の概要について

2024 年 4 月に Royal Assent により正式に法制化された過少資本税制のほか、公開草案が発表されている第 2 の柱(Pillar2)など、日本企業への影響が大きいと考えられる論点を中心に解説しています。

併せて、2024 年 5 月に発表された 2024/25 年度オーストラリア連邦政府予算案の税制改正についても解説しています。

配信期間:2024 年 5 月 29 日(水)～8 月 30 日(金)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: https://event.webcasts.com/starthere.jsp?ei=1670731&tp_key=8c4946d06e

M&A を成功に導く ESG デューデリジェンスの実務

経営環境が複雑化する今日において、企業経営のサステナビリティ(持続可能性)を評価するには、短期的な財務パフォーマンスに加え、変化する経営環境への対応力も重要な観点となります。また M&A では、案件成立後の将来を見通した価値創造(バリュークリエーション)が重要となるため、ESG の観点も含めた適切なデューデリジェンスが必要となっています。PwC アドバイザーは、この「ESG デューデリジェンス」という新しい視点を取り入れ、推進する方々への初めての基本的な実務書として、書籍『M&A を成功に導く ESG デューデリジェンスの実務』を刊行しました。

本セミナーでは、同書の内容に触れながら ESG デューデリジェンスの大枠を解説します。

配信期間: 2024 年 5 月 21 日(火)～2024 年 8 月 20 日(火)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/d1240520.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.